令和８年６月 24 日
外務省領事局

「領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令案」に関する御意見募集の結果について

外務省では、「領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令案」について、広く国民の皆様に御意見を募集いたしました。

提出された御意見のうち、本件に直接関連する御意見及びそれに対する外務省の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

１　意見募集期間：令和８年３月 25 日（水）から同年４月 23 日（木）まで

２　意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口（ｅ-Ｇｏｖ）意見提出フォーム）

３　意見総数：20 件
※うち、今回の意見募集とは直接関係しない御意見：１件

４　提出された御意見の概要及びそれに対する外務省の考え方

提出された御意見の概要	御意見に対する外務省の考え方
在留証明の事務の処理に関して徴収する手数料の免除の対象となる年金の種別について、政令で明確に規定するとのことですが、先日、日本年金機構の国民年金第３号被保険者の海外特例を申請するために在留証明を申請したところ、年金機構に提出するにも関わらず、年金受給に関するものではないという理由で手数料を徴収されました。今次改正では、年金の種別のみならず、その目的についても定義し、日本年金機構への提出する書類はすべからく手数料の免除対象としていただくようお願いします。	在留証明の手数料免除の対象を年金の給与金の受給のため必要がある場合と定めているのは、国内在住者が年金を受給する場合には手数料を要せず、外国在住者のみに手数料を徴収することは不均衡であること、また、年金が社会保障的な性質を有するものであるためです。 なお、御指摘の日本年金機構の国民年金第 3 号被保険者の海外特例は、被扶養者の認定手続を行う際の国内居住要件の例外措置のためであって、受給のためではないと判断されますが、頂きました御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
年金についてのみ手数料免除規定を設ける合理的な理由はない。 したがって、令第 1 条第 3 項を削り、年	在留証明の手数料免除の対象を年金の給与金の受給のため必要がある場合と定めているのは、国内在住者が年金を受給する場合

金についての手数料免除制度を廃止すべきである。	には手数料を要せず、外国在住者のみに手数料を徴収することは不均衡であること、また、年金が社会保障的な性質を有するものであるためです。
（査証手数料改定による増収分の使途） 査証手数料の改定は可能な限り早期に実施し、その増収分を活用して、現行の eVISA（オンライン査証申請）システムの抜本的な改善および不正・不適切利用防止のための機能強化を図るべきである。	手数料の歳入は一般財源として計上されることになりますが、システムの改善や機能強化を図るべきということについて、御意見として承ります。
（査証手数料改定に賛成） 値上げに賛成ですが金額が少なすぎです。 （他、査証手数料改定に賛成する同旨意見２件）	御意見として承ります。
（査証手数料改定に反対） 外務省には、本政令案の妥当性を再考していただくよう強く求めます。仮に手数料の見直しが不可避である場合でも、一度に数倍に引き上げるのではなく、段階的な引き上げとすべきです。また、若者の交流熱を保護するため、学生や一定の年齢層の若者を対象とした「査証手数料の減免・割引制度」の導入を強く提案いたします。 （他、査証手数料の改定に反対する趣旨の同旨意見９件）	今般の査証手数料の改定については、外務省設置法第 11 条の規定に基づき、査証申請件数の大幅な増加や内外の物価上昇等に伴い行政コストが増大してきていることを踏まえ、設定したものとなります。
（通過査証廃止に反対） 私は日本で観光業を営む者として、今回提案されている査証費用の値上げとトランジットビザの廃止に対し、強い憤りと危機感をもって、以下に明白なる反対の意を表明します。 最も許しがたいのはトランジットビザの廃止です。これまで日本を「ちょっと寄り道」する乗り継ぎ客が、空港で食事をし、土産を買い、場合によっては短期観光までしてくれることで成り立ってきた店舗が数え切	通過査証は在留資格「通過」に対応する査証区分でしたが、同在留資格は昭和 56 年に廃止され、当該廃止により通過査証を取得した場合に付与される在留資格は「短期滞在」となっています。訪日外国人が急激に増加している現状に鑑み、外国人の本邦上陸要件の一つである査証と本邦在留要件の一つである在留資格との整合性の観点から、「通過する者」に対する査証の在り方について見直した結果、通過査証について廃止することとするものです。本政令案の

れません。この廃止措置は、それらを即座にゼロにする殺し文句です。我々はコロナ禍を乗り越え、ようやく回復の兆しを見ていたのに、この仕打ちはあまりに残酷です。	施行後、通過目的で日本に渡航を希望する外国人は、短期滞在査証を申請することになります。
在留証明の手数料免除の対象については、「年金受給に直接関係する場合」に限定するのではなく、「公的年金制度に基づく資格取得・種別変更・継続手続等、制度運営および権利確保に不可欠な場合」まで拡大する方向で見直しを行うことを要望いたします。 本見直しにより、海外在住者の手続負担の軽減および公的年金制度の円滑な運用が一層促進されることを期待いたします。	在留証明の手数料免除の対象を年金の給与金の受給のため必要がある場合と定めているのは、国内在住者が年金を受給する場合には手数料を要せず、外国在住者のみに手数料を徴収することは不均衡であること、また、年金が社会保障的な性質を有するものであるためです。 年金の給与金の受給以外の手続のために在留証明の手数料を免除することについては、個別の事情に基づいた必要性を見極めるとともに、その範囲の明確化も必要になることから、慎重に判断する必要があると考えますが、海外在住者の手続負担の軽減を促進するよう頂きました御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
（通貨の定義） 「領事手数料を徴収する通貨について、当該国の通貨に加えて、当該国において広く一般に流通している通貨として外務省令で定めるものを含むこととする改正を行う。」とあるが、「当該国の通貨」と「当該国において広く一般に流通している通貨」の差異は何か。 各々具体的に何を想定して規定しようとしているのか明確にしなければパブリックコメントによって意見募集をしても適否の判断のしようがないのではないか。６月下旬公布予定と時間もあまり残されていないところ、速やかに法務省令の改正案を含めた実際の改正案を示して、再度パブリックコメントを行うべきであると考える。	「当該国において広く一般に流通している通貨」を徴収する一つの例として、自国の法定通貨に代わって米ドル等の他国通貨が広く一般に流通している状況が想定されます。

以上